

令和2年11月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和2年11月9日午前10時00分より太子町教育委員会をB301会議室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1 開会・教育長あいさつ

第2 前回定例会会議録の承認

第3 本日の会議録署名委員指名

第4 行事結果・予定報告

第5 教育長報告
太子町教育委員会後援名義使用許可について

第6 議事

議案第64号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について

議案第65号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第66号 太子町総合公園体育施設管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る意見聴取について

議案第67号 学校指定の変更申立てについて

議案第68号 区域外就学の承諾並びに協議について

第7 その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

教育長職務代理者	圓尾 健太郎
委員	三浦 淳子・福田 秀樹・福本 充治

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教育長	沖汐 守彦
教育次長	米藤 雅雄
管理課長	山本 紀弘
社会教育課長	栗岡 弘茂
管理課主査	武中 俊明

管理課主事

秋山 大地

4. 本日の会議に欠席した事務局職員

文化推進課長

田村 三千夫

教育長 本日は、おいそがしい中、定例教育委員会にご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、令和2年11月の定例教育委員会を開会いたします。

まず、修学旅行についてですが、龍田小学校が11月5日・6日に実施することができ、これで全ての小中学校の修学旅行と自然学校を無事終えることが出来ました。児童生徒や保護者から好評の声をいただいています。

また、昨日まで行われていました学童美術作品展についても無事開催することができました。来場者数は2,403人で、昨年度より40人ほど多く来場されました。今後も、行事については新型コロナウイルス感染症対策を講じて、可能な限り実施したいと思っております。

それでは、前回定例会会議録の承認を福田委員と福本委員にお願いいたします。続いて、本日の会議録の署名委員を三浦委員と圓尾委員を指名させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●行事結果・予定報告

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。

<11・12・1月の行事結果・予定報告の説明>

教育長 11・12・1月の行事結果と行事予定についてご意見ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 では次に、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

太子町教育委員会後援名義使用許可について、2件の申請がありました。

1件目の申請者は、西播磨交響楽団 代表 小田 英夫 氏です。事業名称は第29回定期演奏会です。実施日は令和3年1月17日(日)で、実施場所は太子町立文化会館大ホールです。西播地区のアマチュア演奏家の交流や、子供から大人までを対象としたオーケストラの生演奏によるクラシック音楽の普及を目的に開催されます。他にたつの市教育委員会、姫路市教育委員会、相生市教育委員会へ後援申請されています。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、次の報告について説明をお願いします。

教育次長 2件目の申請者は、神戸新聞社執行役員姫路本社代表 村上 早百合 氏です。事業名称は、2021年綾部山梅林写生大会です。実施日は令和3年2月20日(土)と翌2月21日(日)です。実施場所は、綾部山梅林全域にて実施されます。早春の綾部山梅林の自然に親しみ、絵を描く楽しみと親子の対話やふれあいを促進させることを目的に開

教育長
各委員
教育長

催されます。他に姫路市教育委員会、相生市教育委員会、たつの市教育委員会、サンテレビジョン、ラジオ関西へ後援申請されています。以上です。
ご意見ご質問等はございませんか。
ありません。
次に、議事に移りたいと思います。では、事務局より説明をお願いします。

●議案

管理課長

<議案第64号「令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」説明>

12月議会に教育委員会として各所管課から補正予算として計上するものについてご説明をさせていただきます。

まず、管理課所管分について、6事業あります。

1点目が、管理用備品購入に係るものです。小学校費については、龍田小学校と斑鳩小学校で肢体不自由の特別支援学級がそれぞれ1クラスずつ新設される見込みです。そのため、新年度までに学級増設に必要な備品を整備する必要があります。内容につきましては、ホワイトボードや机、椅子、ロッカー等を予定しています。2校で477,000円を計上しています。同じく中学校費で太子東中学校の病弱と自閉情緒の特別支援学級が、それぞれ新設・増設される予定です。こちらにつきましては293,000円の補正予算を計上しています。

2点目が、修繕料に係るものです。消防法に基づく消防設備点検と建築基準法に基づく防火点検にて、指摘のあった箇所、例えば、火災受信機のバッテリーや煙感知器等の設備の不具合について、それらの修理を行います。小学校費では759,000円、中学校費では275,000円の補正予算を計上しております。

3点目が、工事請負費に係るものです。まず、小学校費ですが、石海小学校南館トイレの改修工事費を補正します。町内4小学校のうち、石海小学校のトイレの洋式化率が非常に低い状況にあり、便器数ベースで、龍田小学校は88%、斑鳩小学校は69%、太田小学校に至っては95%が洋式化されているなかで、石海小学校は45%という低い状況にとどまっております。この状況を改善するため、当初、今年度の実設計を行い、来年度の工事を計画しておりましたが、この度、国の学校施設環境改善交付金が前倒しで採択されたことにより、今年度に施工すべく工事請負費を補正予算に計上しております。また、中学校費では、太子東中学校の大規模改造工事が完了したことにより、不要となった40,740,000円を減額します。幼稚園費については、まず、石海幼稚園の園庭にある砂場の木枠が腐食し、木枠が腐ってささくれているものをゴム製の枠へ更新するための費用、784,000円の補正予算を計上しています。これについては、砂場が幼児教育において集中力や運動能力を育むうえで非常に重要であることから、安全対策として改修を行うものです。続いて、龍田幼稚園では、南側の正門が老朽化により手で押すだけで門扉が傾く状況が発生しているため、現在は触れないようにロープ等を張り、使用中止としておりますが、こちらの方も非常に危険であるということで、今回、その更新を行うために417,000円の補正予算を計上しています。

5点目が、特別支援教育就学奨励費に係るものです。こちらは、交付実績に応じて不要となりました510,000円の減額を行っております。

6点目が、通信機器等購入費に係るものです。こちらは、書画カメラ（実物投影機）と、大型提示装置用のマグネツトスクリーンの購入費用です。まず、小学校では、破損や故障等で使用できないものが多く見受けられる状況です。そのため、新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を活用し、更新を行います。中学校分については、中学校では未整備である書画カメラの購入費用を計上しています。管理課分については以上です。

管理課主査 文化推進課長に代わり、文化推進課分については、私が説明をいたします。

1点目が修繕料についてです。現在新型コロナウイルス感染症対策として換気をこまめに実施しておりますが、大ホールと中ホールの出入口の扉のチェッカーがきかず、扉の開放状態が保てない状況とのことです。そこで、新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を活用いたしまして、チェッカーの修理として330,000円の補正予算を計上しています。

2点目が施設備品購入費です。現在、新型コロナウイルス感染症の3密対策によって、従来は中ホールで行っていた事業を、収容人数の関係上、大ホールで行うようになっていきます。しかしながら、大ホールで使用できるプロジェクターを保有しておりませんので、新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を活用し、大ホール用のプロジェクターを購入するための費用、952,000円計上しています。

3点目が光熱水費についてです。歴史資料館の収蔵庫系統の空調機器に漏電があり、それにより電気代が高額になったとのことです。漏電については、8月に修理工事を行い、現在は解消をしたと聞いていますが、このままだと今年度中の光熱水費が不足するため、不足見込額である1,035,000円を計上しています。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 石海小学校のトイレ洋式化率が極端に低いとお聞きしましたが、今回の工事でのくらい上がるのでしょうか。

管理課長 便器数ベースで65%まで上昇します。

管理課主査 今年度は普通教室の集中する南館の改修工事を行います。将来的に特別教室がある北館の整備をめざします。他に町内の学校では、太子西中学校のトイレの洋式化率が低い状況です。太子東中学校は、昨年と今年の大規模改造工事で校舎内のトイレは、完全洋式化を達成しています。今後は、石海小学校と太子西中学校の整備が課題と考えています。

委員 これは、最終的には何%まで上げられる予定ですか。

管理課主査 おおむね、90%以上の様式化を目標に考えております。

委員 和式便器も残しておくべきですね。

教育長 特別支援の児童生徒の練習用や職員用にいくつかは残しておくべきだと思います。

委員 そうですね。ありがとうございます。

管理課主査 交付金を活用してトイレ改修工事を行う場合、和式を残す選択肢はかなり困難であるということをご理解いただきたいと思います。また、補正予算ではありませんが、本年度は太子西中学校と龍田小学校の体育館のトイレ改修工事を行う予定です。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

委員 中学校のスクリーンは、購入しなくてよろしいのでしょうか。

管理課長 中学校のスクリーンについては、令和3年度の導入を計画しております。

管理課主査 電子黒板機能付のプロジェクターを普通教室を中心に設置をする予定です。

委員 ありがとうございます。授業する上で大変助かると思います。最後にもう1点だけよろしいでしょうか。幼稚園の砂場についてですが、枠についてはゴム製のものに交換すると説明をいただきましたが、砂自体の入れ替えは行われているのでしょうか。

管理課長 砂場については、毎年消毒を行っています。

管理課主査 砂は風雨で流出しますので、定期的に川砂を購入し、補充を行っています。また、年に2回、高温蒸気による消毒を行い、ゴミ、ガラス、石など不純物を除去する清掃をしています。

教育長 業者に委託をしていますか。

管理課主査 はい、委託しています。

教育長 小学校についてはどうでしょうか。

管理課主査 小学校では幼稚園ほど行えていませんが、砂の補充を中心に整備を行っています。幼稚園は園児が砂を口元に持っていくしますので、重点的に行っております。

委員 ありがとうございます。小学校も砂が入れ替われば、安全面でよくなりますね。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第64号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 それでは、この内容で財政当局と協議を行って議会に提出をします。

社会教育課長 <議案第65号「太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明>

改正の主な内容は、陸上競技場とテニスコートの使用料の改正になります。経緯・経過、周知の進め方、改正内容等について新旧対照表を使って説明したいと思います。

使用料の考え方は、公の施設の利用に対して施設の質、サービス、利便性の向上、施設再生のための取組の推進等を利用者に負担していただくための料金となります。継続可能な施設運営を行うため、その視点を含めた料金改正を行います。また、施設の効率化、サービス改善、適正な利用促進に向けた取組といたしまして、予約システムの導入を令和2年度より実施し、併せて快適な施設整備として、リピーターを増やす取組も行っております。なお、歳入財源の確保といたしましては、総合公園全体でまちづくり課がネーミングライツという企業や個人を対象とした施設の名前を募集する準備を進めております。

他に施設整備として、陸上競技場に関しては、公益財団法人日本陸上競技連盟の第3種公認陸上競技場として平成13年に整備をし、今回で4度目の維持工事を行い、3月までに公認検定を受けて更新したいと思っております。

テニスコートについては、平成29年に6基の照明設備の設置を行い、3年がかりで行っている透水性砂入り人工芝コートへの改修が、今年度中に全面完了します。

なお、議決承認をいただきましたら1月から3月に利用関係団体や利用者に十分な事前

周知や広報活動を行う予定です。

それでは、新旧対照表をご覧ください。右側が改正後の内容となります。まず、第4条第3項「使用者は、町長の許可を得て、使用時間前の1時間を限度として使用時間を繰上げることができる。」を追加しております。次に、別表の中についてですが、陸上競技場の専用利用の1時間利用の使用料を1,000円から2,000円へ変更、終日利用の使用料を8,000円から16,000円に変更しています。個人利用の1時間利用は100円から200円に変更、生徒等は50円から100円に変更しています。年間利用は8,000円から10,000円に変更、生徒等は4,000円から5,000円に変更しています。テニスコートは、1面1時間の利用を500円から600円に変更、生徒等は250円から300円に変更しています。表中の第4項に「、又は営利、営業、宣伝の目的をもって使用する時」を追加しております。また、(3)に「営利、営業、宣伝を目的とするとき 15割」、第5項「会議室の冷暖房機を使用する場合は、使用料の額に5割の金額を加算する。」、第6項「第4条第3項の規定により、使用時間を繰上げた場合は、当該体育施設の1時間の使用に相当する使用料を加算する。」、第7項「姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町及び佐用町に住所を有しない者が使用する場合は、使用料に陸上競技場個人利用1時間、テニスコート1面1時間につき100円を加算する。」をそれぞれ追加しています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条において「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について議決を経るべき議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」とありますので意見を求めるものです。以上です。

教育長 陸上競技場とテニスコートの整備が完了したので、料金改正をしますという内容です。なお、この度の料金改正後の金額は近隣市町と比べてどうでしょうか。

社会教育課長 この度の改正で同じぐらいの金額になるよう改正をしています。

教育長 分かりました。ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 なお、社会教育審議会にも提出させていただいて、ご意見をいただいています。また、町長からも決裁をいただいています。それでは、議案第65号は承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

社会教育課長 <議案第66号「太子町総合公園体育施設管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る意見聴取について」説明>

こちらは、陸上競技場とテニスコートの減免について新旧対照表を使いながら説明させていただきます。

まず、第4条第1項の表中のイ「町立の」を「町内の」に変更、それに伴いキの「兵庫県立太子高等学校陸上競技部が部活動で使用するとき。」を削除しています。オの減免率を「100分の100」から「100分の50」に変更しています。カの「身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介助者1人または65歳以上の者が使用するとき。」を「身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている者及びこれらの者の介助者1人が使用するとき。」に変更し、減免率を「100分の50」から「100分の100」に変更しています。

次に、第6条第1項の表中のア「天候その他不可抗力により使用できなかったとき。」を「天候その他使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。」に変更、イ「使用者の責によらない事由で使用できなかったとき。」を「使用者が使用する日の7日前までに使用の取り消しを申し出たとき。」に変更し、減免率を「100分の100」から「100分の50」に変更しています。さらに、ウ「町長が特別の理由があると認めたとき。」を追加し、減免率を「町長が相当と認める率」としています。

教育委員会内での共通した減免率に変更しております。こちらの改正についても利用関係団体や利用者に十分な事前周知や広報活動を行います。以上です。

教育長 確認ですが、今回の改正で町内の学校又は町内にある保育所等に変更となりましたので、太子高等学校や保育所、私立の保育園等も減免対象になる認識でよろしいですね。

社会教育課長 そのとおりです。

教育長 もう一点は、今まで65歳以上の方は無料でテニスコートを利用できていましたが、他の町内施設で全額免除が無かったので、今回ほかの施設に合わせて改正をしたということでしょうか。

社会教育課長 そのとおりです。

教育長 最後に、使用者が使用する日の7日前までに使用の取消しを申し出たときの減免率は100分の50とありますので、申し込みをした時点で使用料の半額は必ず徴収しますという考え方でよろしいですね。

社会教育課長 そのとおりです。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 中学校の公式大会で、テニスコートを使用する場合、減免率はどのようになっていますか。

社会教育課長 部活動による利用は、全額免除になっています。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第66号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 本日の第67号議案から第68号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

管理課長 <議案第67号「学校指定の変更申立てについて」説明>

管理課長 <議案第68号「区域外就学の承諾並びに協議について」説明>

以上2議案については個人情報保護のため非公開

●その他

教育長 <「総合教育会議について」概要説明>
 <「太子町立小学校における学校司書配置の要望について」説明>
 最後に、各所属長から事業の進捗状況など委員に報告がありましたら、お願いします。

管理課長 <「GIGAスクール構想の進捗状況について」報告>
教育次長 <「歴史資料館内設備の状況について」報告>
教育長 ご意見ご質問等はございませんか。
各委員 ありません。
教育長 本日の会議は全て終了しましたが、その他事務局より何か連絡事項はありますか。
 他に連絡がないようでしたら、次回の定例会は12月9日（水）の総合教育会議の終了
 後に定例教育委員会を開催させていただきたいと思います。
 それでは、11月の定例会はこれで終了します。お疲れ様でした。

令和2年11月9日 午前11時30分閉議